

平成 27 年 2 月 13 日  
東京二十三区清掃一部事務組合

## 世田谷清掃工場の作業環境測定結果について

東京二十三区清掃一部事務組合では、清掃工場棟内の作業における職員のダイオキシン類のばく露を防止するために、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定<sup>※1</sup>を実施しています。

世田谷清掃工場では、昨年 10 月 10 日の作業環境測定結果が第 3 管理区域になったことを受けて、原因の究明と対策を行い作業環境の改善を確認し、12 月 25 日より再稼働したところです。

しかしながら、平成 27 年 1 月 5 日に実施した後期作業環境測定の結果、工場棟 1 階の焼却炉付近及び砂分級装置室地下 1 階で高かったことから、当該作業場所を第 3 管理区域<sup>※2</sup>と指定しました。なお、このことによる周辺環境への影響はありません。

現在、当該場所の良好な作業衛生環境を確保するため、原因の調査を行っています。

### 記

#### 1 炉室内のダイオキシン類濃度測定日及び結果

サンプリング日	サンプリング場所	測定結果報告日	測定値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	評価方法
1 月 5 日	工場棟 1 階焼却炉付近	2 月 12 日	1.29	別紙
1 月 5 日	砂分級装置室地下 1 階	2 月 12 日	2.8	別紙

#### 2 焼却炉の稼働状況

定期補修工事のため

1号炉 1月 9日より停止中

2号炉 1月30日より停止中

#### ※1 労働安全衛生規則に基づく作業環境測定

労働安全衛生規則第 592 条の 2 では、職員のダイオキシン類ばく露を防止するため、使用する保護具の選択や作業方法の決定をするために、作業場内のダイオキシン類濃度測定を義務付けています。測定は、前期と後期の年 2 回実施します。

#### ※2 管理区域

廃棄物焼却施設内での作業に当たっては、作業環境測定結果に応じて、作業場を第 1 管理区域から第 3 管理区域までに分類し、この管理区域ごとに定められた保護具を使用します。

第 1 管理区域では一般的な作業衣に防じんマスクで作業ができますが、第 2 管理区域では不透性の保護衣に防じん防毒マスク、第 3 管理区域では不透性保護衣に作業場内空気の直接吸引を避けるためのエアラインマスクが必要となります。

問合せ先  
施設管理部 技術課  
電話 6238-0745

# 別紙

## 作業環境評価方法について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条の2第2項の規定に基づき作業環境評価基準が定められています。

### 1 世田谷清掃工場での作業環境評価

測定場所	測定値	第1評価値 (計算値)	第2評価値 (計算値)	B測定値
工場棟1階焼却炉付近	1.29	10.21	3.50	3.1
砂分級装置室地下1階	2.8	13.55	4.77	1.3

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

作業環境評価は、測定値を用いて作業環境評価基準で定められた計算式から第1評価値及び第2評価値を導きだし、さらにB測定値を加えた上で、下記の表に照らし合わせて管理区域を決定しました。

- \*第1評価値とは、当該箇所の測定値より計算から導かれる最も高いと推定される値
- \*第2評価値とは、当該箇所の測定値より計算から導かれる平均の値
- \*B測定値とは、ダイオキシン類の発生源と思われるところの測定値

### 2 屋内の作業場での管理区域の決定方法

	第1評価値 < 2.5 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	第2評価値 ≤ 2.5 pg-TEQ/m <sup>3</sup> ≤ 第1評価値	第2評価値 > 2.5 pg-TEQ/m <sup>3</sup>
B測定値 < 2.5 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	第1管理区域	第2管理区域	第3管理区域
2.5 pg-TEQ/m <sup>3</sup> ≤ B測定値 ≤ 3.75 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	第2管理区域	第2管理区域	第3管理区域
3.75 pg-TEQ/m <sup>3</sup> < B測定値	第3管理区域	第3管理区域	第3管理区域

出典：廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱  
(厚生労働省)